

浜松市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条及び第32条の規定による社会福祉法人（社会福祉法人設立に係る準備団体を含む。）に関する認可並びに同法第2条第2項及び第3項並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項及び第8条第28項に規定する事業に係る施設（設備）整備並びに保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱（昭和62年厚生省発健医第179号）に係る施設（設備）（以下これらを「施設」という。）整備について、全市的立場からその適否、必要性等を審査するため設置する浜松市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審査会の事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法人の設立等に関する総括的審査
- (2) 施設の整備に関する総括的審査
- (3) その他法人及び施設の運営に関すること

2 前項の規定により審査の対象となるものは、市長が所轄庁となる社会福祉法人及び市内に設置する施設の整備のうち審査会の審査を受けることが適当であると市長が判断したものとする。

(審査基準)

第3条 前条の審査に当たっては、主として次の各号に掲げる事項に基づくものとする。

- (1) 関係法令及び厚生労働省通達
- (2) 別に定める社会福祉法人審査基準
- (3) 施設の入所及び通所対象者の状況
- (4) 施設の地域的配置状況
- (5) 各種計画等に基づく施設整備計画
- (6) 事業所管課の長の意見
- (7) その他必要な事項

(組織)

第4条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部及び子ども家庭部の事務を分担する副市長をもって充てる。

3 副委員長は、健康福祉部長をもって充てる。

4 委員は、企画調整部長、総務部長、財務部長、子ども家庭部長、医療担当部長及び保健所長をもって充てる。

5 前項の規定にかかわらず、委員長が指名する職にある者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員長が会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員長は、会議を開くいとまがないと認めたときは、委員に回議して、これに代えることができる。

(審査の方法)

第7条 審査会は、第2条第1項に定める事項を、第3条に定める審査基準に従い、委員長、副委員長及び委員の合議により審査するものとする。

2 審査会は、前項の規定による審査が困難で、委員長、副委員長及び委員の全員が必要があると認めるときは、投票、抽選その他の方法により審査を行うことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、福祉総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。